

第126号議案 長崎市公民館条例の一部を改正する条例

<目次>

	(ページ)
1 条例改正の概要	1
2 利用者数の推移	1
3 ふれあいセンターへ移行した地区公民館(8館)	1
4 令和3年4月1日以降の地区公民館(10館)	1
5 長崎市公民館条例 新旧対照表(抜粋)	2

《参考》

令和2年9月市議会 総務委員会資料

第128号議案 長崎市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例・・・3～17

教育委員会

令和2年9月



1 条例改正の概要

(1) 目的

長崎市日見地区公民館、長崎市茂木地区公民館、長崎市野母崎樺島地区公民館及び長崎市出津地区公民館を市民がより使いやすく、集いやすい地域コミュニティの拠点施設である各地区のふれあいセンターに移行することに伴い、当該各公民館を廃止するためと、その他所要の整備を行いたいもの。

(2) 改正の内容

ア 公民館の廃止

第2条の表長崎市日見地区公民館の項、長崎市茂木地区公民館の項、長崎市野母崎樺島地区公民館の項及び長崎市出津地区公民館の項を削る。

イ その他所要の整備

第8条第1項中「第9条」を「次条」に改める。

(3) 施行日 令和3年4月1日

2 利用者数の推移

施設名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
日見地区公民館	28,927人	27,023人	28,387人	23,720人
茂木地区公民館	12,487人	13,836人	15,399人	13,601人
野母崎樺島地区公民館	4,977人	5,188人	5,476人	3,915人
出津地区公民館	3,097人	2,814人	3,068人	4,042人

3 ふれあいセンターへ移行した地区公民館（8館）

移行した公民館	移行年月日
式見地区公民館	平成29年4月1日
土井首地区公民館	平成29年10月1日
木鉢地区公民館	平成29年10月1日
晴海台地区公民館	平成29年10月1日
小ヶ倉地区公民館	平成30年4月1日
深堀地区公民館	平成30年4月1日
手熊地区公民館	平成31年4月1日
蚊焼地区公民館	令和2年4月1日

4 令和3年4月1日以降の地区公民館（10館）

戸石地区公民館、大浦地区公民館、福田地区公民館、三重地区公民館、高浜地区公民館、野母地区公民館、脇岬地区公民館、黒崎地区公民館、川原地区公民館、為石地区公民館

5 長崎市公民館条例 新旧対照表 (抜粋)

現 行	改正後(案)																																																								
昭和26年2月6日 条例第19号	昭和26年2月6日 条例第19号																																																								
第1条 (略) (名称及び位置)	第1条 (略) (名称及び位置)																																																								
第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。																																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市東公民館</td> <td>長崎市矢上町19番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市戸石地区公民館</td> <td>長崎市戸石町1,740番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市日見地区公民館</td> <td>長崎市界2丁目1番19号</td> </tr> <tr> <td>長崎市茂木地区公民館</td> <td>長崎市茂木町75番地10</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市香焼公民館</td> <td>長崎市香焼町501番地2</td> </tr> <tr> <td>長崎市野母崎樺島地区公民館</td> <td>長崎市野母崎樺島町459番地2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市黒崎地区公民館</td> <td>長崎市下黒崎町5,157番地1</td> </tr> <tr> <td>長崎市出津地区公民館</td> <td>長崎市西出津町2,794番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市為石地区公民館</td> <td>長崎市為石町2,020番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号	〔中 略〕		長崎市戸石地区公民館	長崎市戸石町1,740番地	長崎市日見地区公民館	長崎市界2丁目1番19号	長崎市茂木地区公民館	長崎市茂木町75番地10	〔中 略〕		長崎市香焼公民館	長崎市香焼町501番地2	長崎市野母崎樺島地区公民館	長崎市野母崎樺島町459番地2	〔中 略〕		長崎市黒崎地区公民館	長崎市下黒崎町5,157番地1	長崎市出津地区公民館	長崎市西出津町2,794番地1	〔中 略〕		長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市東公民館</td> <td>長崎市矢上町19番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市戸石地区公民館</td> <td>長崎市戸石町1,740番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市香焼公民館</td> <td>長崎市香焼町501番地2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市黒崎地区公民館</td> <td>長崎市下黒崎町5,157番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市為石地区公民館</td> <td>長崎市為石町2,020番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号	〔中 略〕		長崎市戸石地区公民館	長崎市戸石町1,740番地	(削除)		(削除)		〔中 略〕		長崎市香焼公民館	長崎市香焼町501番地2	(削除)		〔中 略〕		長崎市黒崎地区公民館	長崎市下黒崎町5,157番地1	(削除)		〔中 略〕		長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2
名称	位置																																																								
長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号																																																								
〔中 略〕																																																									
長崎市戸石地区公民館	長崎市戸石町1,740番地																																																								
長崎市日見地区公民館	長崎市界2丁目1番19号																																																								
長崎市茂木地区公民館	長崎市茂木町75番地10																																																								
〔中 略〕																																																									
長崎市香焼公民館	長崎市香焼町501番地2																																																								
長崎市野母崎樺島地区公民館	長崎市野母崎樺島町459番地2																																																								
〔中 略〕																																																									
長崎市黒崎地区公民館	長崎市下黒崎町5,157番地1																																																								
長崎市出津地区公民館	長崎市西出津町2,794番地1																																																								
〔中 略〕																																																									
長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2																																																								
名称	位置																																																								
長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号																																																								
〔中 略〕																																																									
長崎市戸石地区公民館	長崎市戸石町1,740番地																																																								
(削除)																																																									
(削除)																																																									
〔中 略〕																																																									
長崎市香焼公民館	長崎市香焼町501番地2																																																								
(削除)																																																									
〔中 略〕																																																									
長崎市黒崎地区公民館	長崎市下黒崎町5,157番地1																																																								
(削除)																																																									
〔中 略〕																																																									
長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2																																																								
第3条～第7条(略) (利用の許可等)	第3条～第7条(略) (利用の許可等)																																																								
第8条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会(北公民館にあつては、指定管理者。第9条及び第15条第1項において同じ。)の許可を受けなければならない。	第8条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会(北公民館にあつては、指定管理者。次条及び第15条第1項において同じ。)の許可を受けなければならない。																																																								
第8条第2項以下 (略)	第8条第2項以下 (略)																																																								
	<p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>																																																								

《参考》令和2年9月市議会 総務委員会資料

第128号議案 長崎市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

1 条例改正案の概要

(1) 目的

ア ふれあいセンターの設置

地区公民館を市民がより使いやすく、集いやすい地域コミュニティの拠点施設とするため、ふれあいセンターを設置するもの

イ ふれあいセンターの名称変更

地域からの要望に基づき、長崎市仁田・佐古地区ふれあいセンターの名称を変更するもの

(2) 改正の内容

ア ふれあいセンターの設置

第2条の表に次のように加える。

長崎市日見地区ふれあいセンター	長崎市界2丁目1番19号
長崎市茂木地区ふれあいセンター	長崎市茂木町75番地10
長崎市野母崎樺島地区ふれあいセンター	長崎市野母崎樺島町459番地2
長崎市出津地区ふれあいセンター	長崎市西出津町2,794番地1

イ ふれあいセンターの名称変更

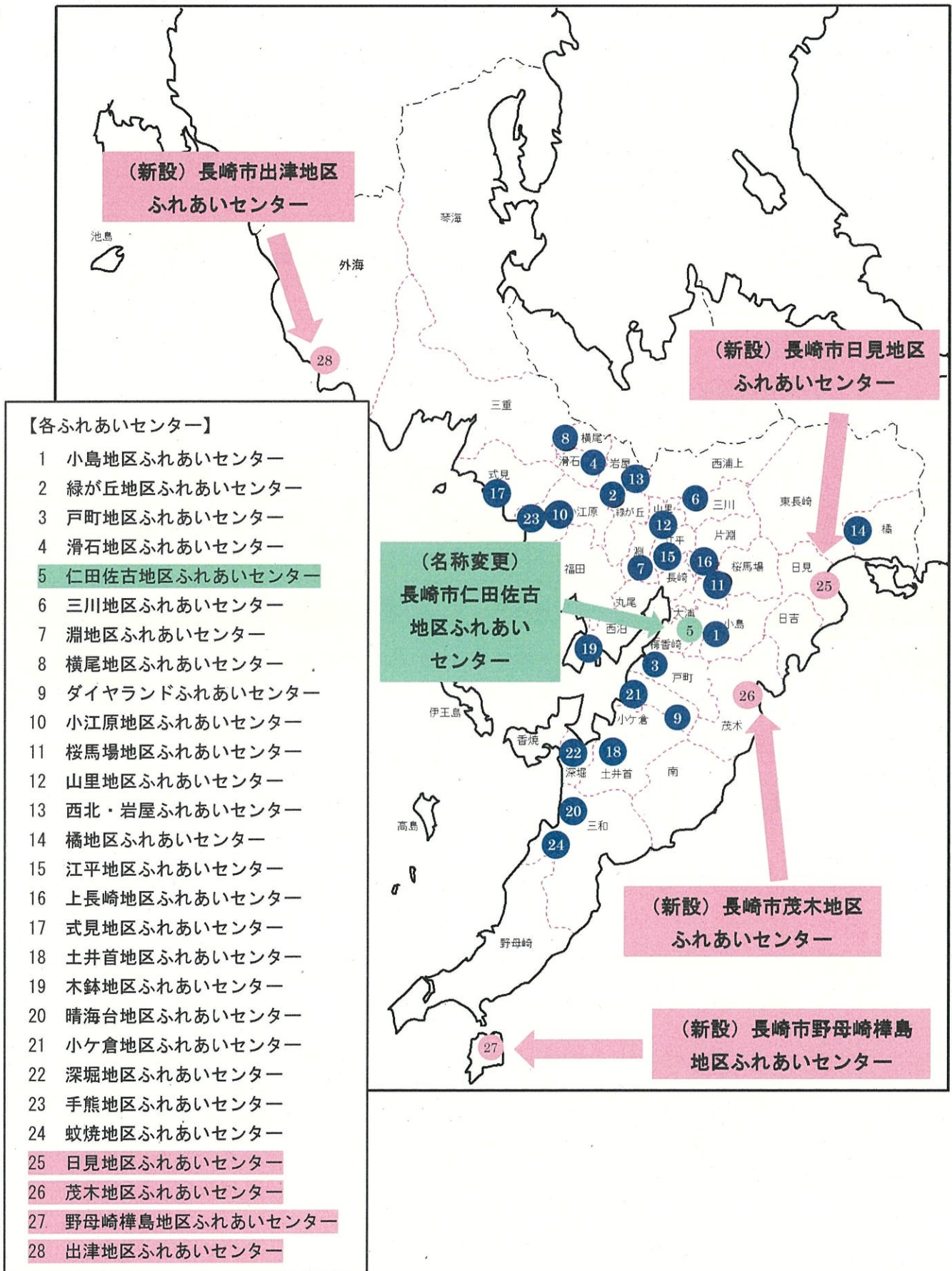
第2条の表を次のように改める。

現行	長崎市仁田・佐古地区ふれあいセンター
改正後	長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター

(3) 施行日 令和3年4月1日

2 施設の概要

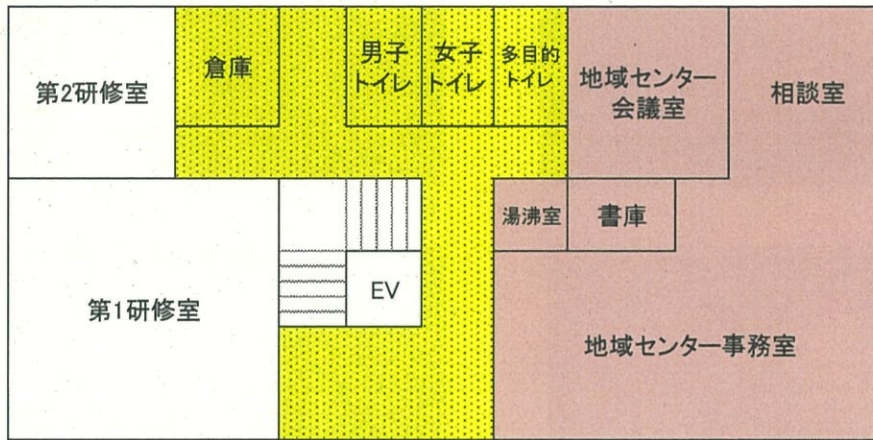
(1) 全体位置図



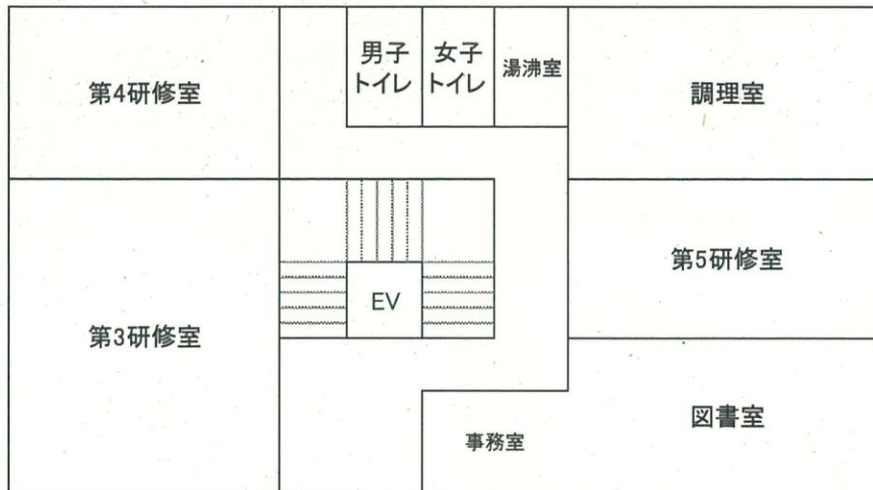
(2) 位置図、平面図（配置図）及び現況写真
 ア 長崎市日見地区ふれあいセンター



1階



2階



※着色部分は日見地域センター部分及び共用部分

各部屋の名称は、第1研修室（現大会議室）、第2研修室（現小会議室）、第3研修室（現講堂）、第4研修室（現研修室）、第5研修室（現和室）、調理室（現調理実習室）と改める。

【外観写真】



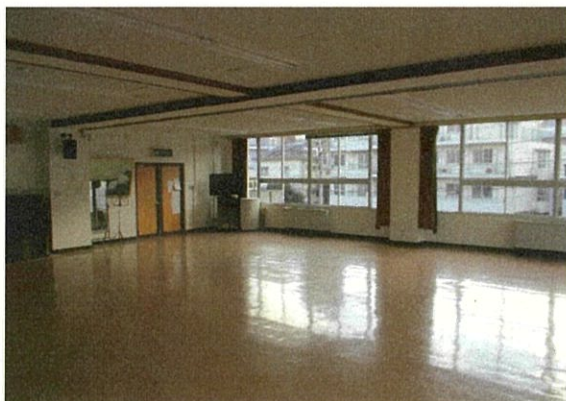
【室内写真】



第1 研修室



第2 研修室



第3 研修室



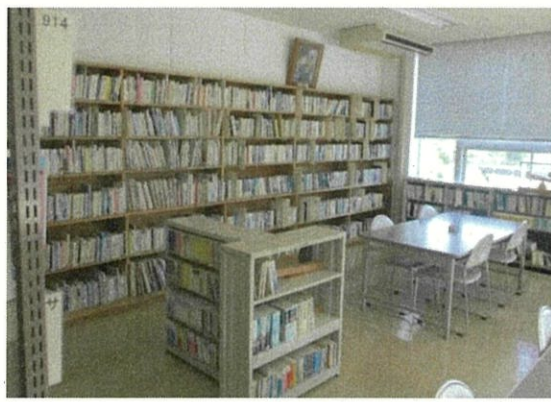
第4 研修室



第5 研修室



調理室

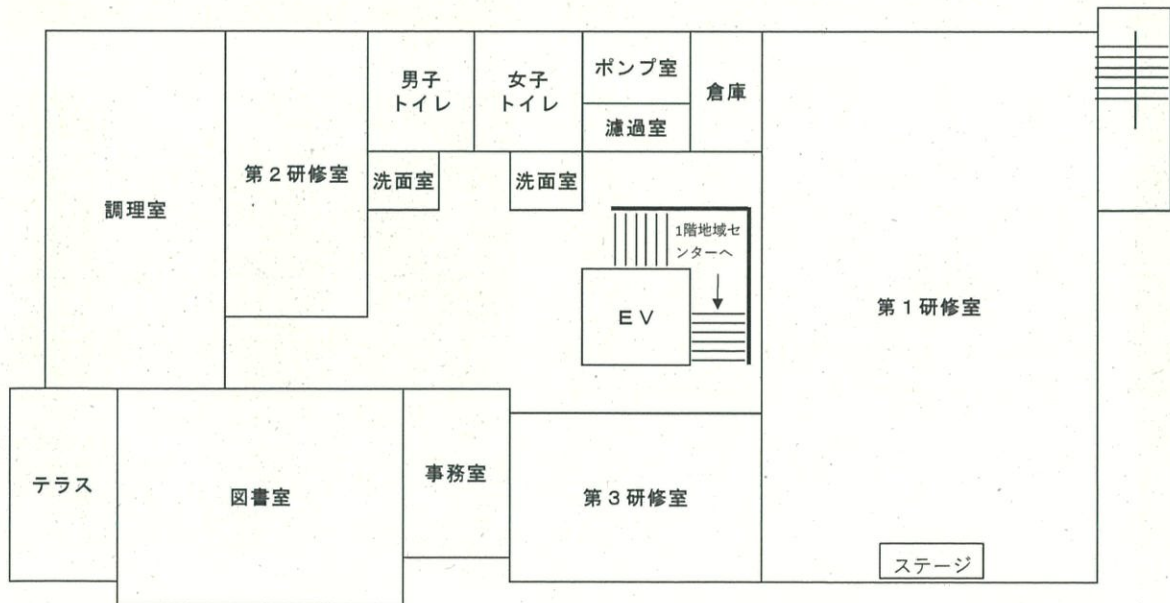


図書室

イ 長崎市茂木地区ふれあいセンター



2階



※1階部分については、茂木地域センターと中央消防署茂木出張所が使用。

各部屋の名称は、第1研修室（現講堂）、第2研修室（現研修室）、第3研修室（現和室）、調理室（現調理実習室）と改める。

【外観写真】



【室内写真】



第1 研修室



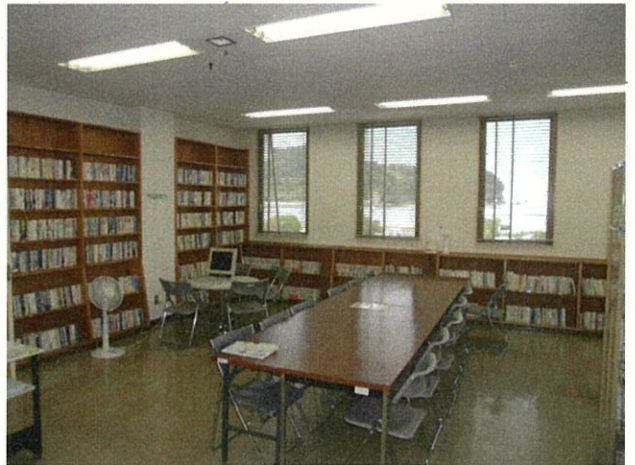
第2 研修室



第3 研修室



調理室

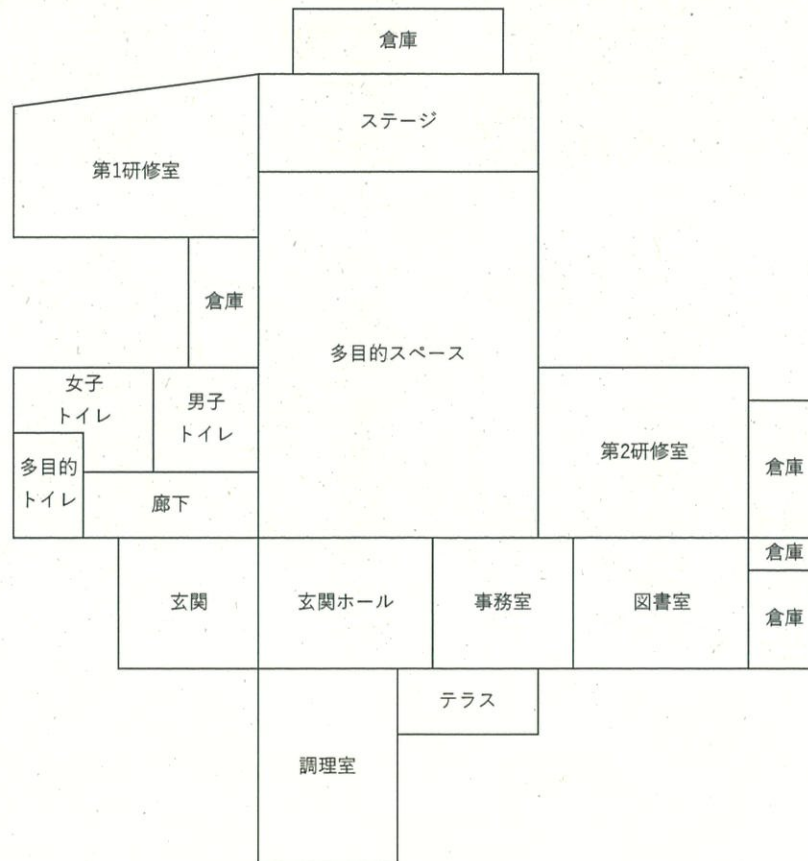


図書室

ウ 長崎市野母崎樺島地区ふれあいセンター



(平家建て)



各部屋の名称は、第1研修室（現研修室）、第2研修室（現和室）、調理室（現調理実習室）と改める。

【外観写真】



【室内写真】



図書室



調理室



第1研修室

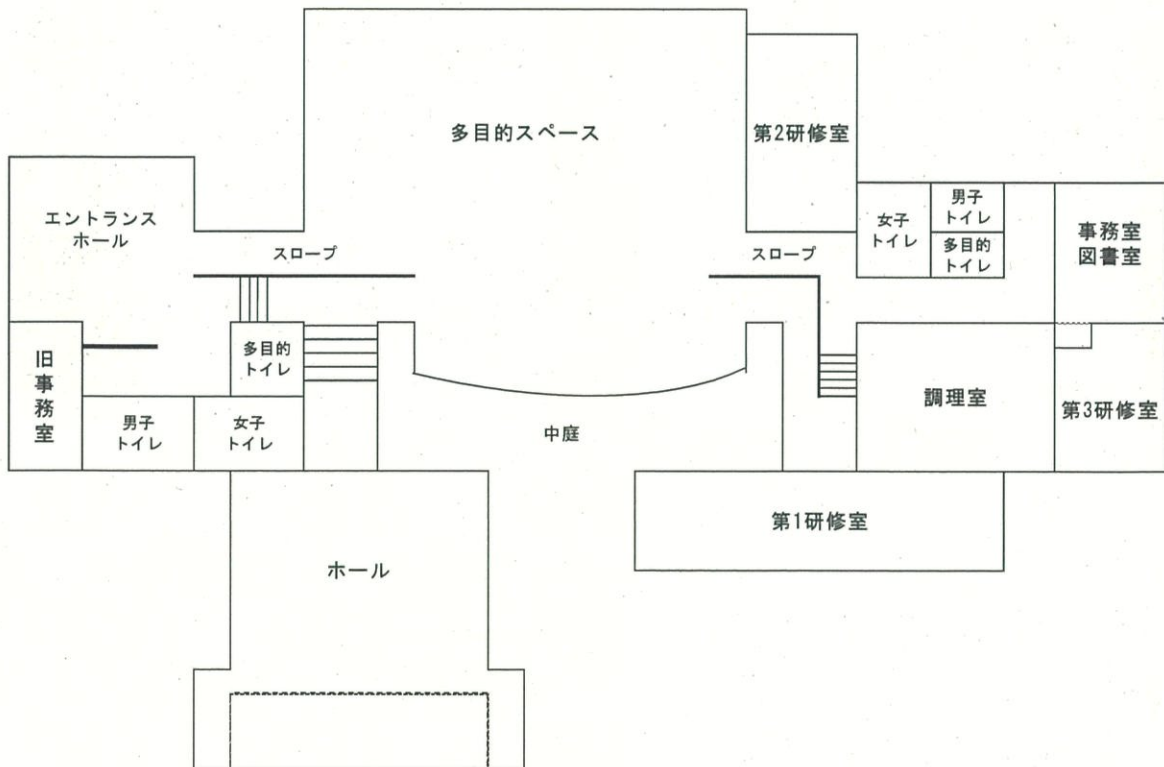


第2研修室

エ 長崎市出津地区ふれあいセンター



(平家建て)



各部屋の名称は、ホール（現講堂）、第1研修室（現会議室1）、第2研修室（現会議室2）、第3研修室（現和室）、調理室（現調理実習室）と改める。

【外観写真】



【室内写真】



ホール



第1 研修室



第2 研修室



第3 研修室



調理室



図書室

(3) 設置状況

名称 (所在地)	設置年月日	主な施設内容		
		構造	延床 面積	施設内容
長崎市日見地区 ふれあいセンター (界2丁目1番19号)	令和3年4月1日	鉄筋コン クリート 造2階建	693.00 m ²	1階 第1研修室、第2研 修室 2階 第3研修室、第4研 修室、第5研修室、調理室、 図書室、事務室
長崎市茂木地区 ふれあいセンター (茂木町75番地10)	※建築年月日 ・日見…昭和47年 3月31日 ・茂木…昭和56年 3月24日	鉄筋コン クリート 造2階建 (2階部 分)	654.18 m ²	2階 第1研修室、第2研 修室、第3研修室、 図書室、調理室、事務室
長崎市野母崎樺島 地区ふれあいセン ター (野母崎樺島町459 番地2)	・野母崎樺島…平 成5年3月20日	鉄筋コン クリート 造平家建	342.71 m ²	第1研修室、第2研修室、 調理室、図書室、事務室
長崎市出津地区 ふれあいセンター (西出津町2,794番 地1)	・出津…昭和57年 4月1日	鉄筋コン クリート 造平家建	813.43 m ²	ホール、第1研修室、第2 研修室、第3研修室、調理 室、図書室、事務室

(4) 設置目的 市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚に資するため

(5) 開所時間 午前9時から午後5時までの時間帯を基本とする1日8時間以上

(6) 休所日 毎週日曜日又は毎週月曜日及び年末年始(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの期間内)

(7) 利用料金 (基準額)

施設名	室名	面積	利用料金 (1時間につき)	冷暖房設備 (1時間につき)
日見	第1研修室	130.8 m ²	314 円	209 円
	第2研修室	53.1 m ²	209 円	104 円
	第3研修室	134.4 m ²	314 円	209 円
	第4研修室	67.2 m ²	209 円	104 円
	第5研修室	53.2 m ²	209 円	104 円
	調理室	53.2 m ²	209 円	178 円
茂木	第1研修室	197.2 m ²	429 円	314 円
	第2研修室	53.6 m ²	209 円	104 円
	第3研修室	31.4 m ²	104 円	52 円
	調理室	68.5 m ²	209 円	178 円
野母崎 樺島	第1研修室	35.6 m ²	104 円	52 円
	第2研修室	33.0 m ²	104 円	52 円
	調理室	41.6 m ²	104 円	146 円
出津	ホール	189.5 m ²	481 円	691 円
	第1研修室	49.6 m ²	104 円	52 円
	第2研修室	22.1 m ²	104 円	52 円
	第3研修室	19.8 m ²	104 円	52 円
	調理室	30.5 m ²	104 円	146 円

※ 既存の24ふれあいセンターとの均衡を図るため、ふれあいセンター条例の利用料金基準額を適用する。

(8) 利用者数の推移 (地区公民館の過去4か年実績)

(単位:人)

施設名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
日見	28,927	27,023	28,387	23,720
茂木	12,487	13,836	15,399	13,601
野母崎樺島	4,977	5,188	5,476	3,915
出津	3,097	2,814	3,068	4,042

(9) 収支状況（地区公民館の過去4か年実績）

（単位：円）

施設名	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
日見	収入	1,118,393	1,050,681	1,049,537	914,525
	支出	5,010,277	5,264,538	5,232,678	5,203,811
茂木	収入	326,000	325,000	388,000	343,000
	支出	5,643,635	7,799,163	8,890,116	7,305,411
野母崎 樺島	収入	41,955	66,667	71,434	49,859
	支出	3,791,380	3,862,716	3,557,815	3,655,842
出津	収入	31,626	35,574	27,078	49,462
	支出	3,606,833	3,451,379	3,613,709	4,735,728

※ 野母崎樺島地区公民館は平成28年4月1日に、旧樺島保育所を改修して移転。

※ 出津地区公民館については、平成30年9月1日に旧こども博物館を改修して移転。

3 管理運営の方針

(1) 運営方法 指定管理者制度による運営

(2) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

(3) 選定方法 非公募

（非公募の理由）

ふれあいセンターは地域コミュニティの拠点施設であることから、当該地域の住民若しくは住民の代表で構成される団体を、非公募により選定し管理させることが適当であるため。

(4) 利用料金制 適用する

4 指定までのスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和2年9月	9月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正議案審議 ・ 特定団体に仕様書等を提示 ・ 特定団体から指定に必要な書類を受領 ・ 特定団体の選定
令和2年11月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定議案審議 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正予算議案審議
令和3年2月	2月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">当初予算議案</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初予算議案（指定管理委託料）審議

5 長崎市ふれあいセンター条例新旧対照表

現行	改正後(案)																																
<p style="text-align: right;">昭和62年10月15日 条例第22号</p>	<p style="text-align: right;">昭和62年10月15日 条例第22号</p>																																
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>																																
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>																																
<p>第2条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市小島地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市愛宕3丁目10番2号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔 中略 〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市仁田・佐古地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市稲田町 12 番 14 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔 中略 〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市蚊焼地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市蚊焼町3,020番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号	〔 中略 〕		長崎市仁田・佐古地区ふれあいセンター	長崎市稲田町 12 番 14 号	〔 中略 〕		長崎市蚊焼地区ふれあいセンター	長崎市蚊焼町3,020番地1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市小島地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市愛宕3丁目10番2号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔 中略 〕</td> </tr> <tr> <td><u>長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター</u></td> <td>長崎市稲田町 12 番 14 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔 中略 〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市蚊焼地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市蚊焼町3,020番地1</td> </tr> <tr> <td><u>長崎市日見地区ふれあいセンター</u></td> <td><u>長崎市界2丁目1番19号</u></td> </tr> <tr> <td><u>長崎市茂木地区ふれあいセンター</u></td> <td><u>長崎市茂木町75番地10</u></td> </tr> <tr> <td><u>長崎市野母崎樟島地区ふれあいセンター</u></td> <td><u>長崎市野母崎樟島町459番地2</u></td> </tr> <tr> <td><u>長崎市出津地区ふれあいセンター</u></td> <td><u>長崎市西出津町2,794番地1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号	〔 中略 〕		<u>長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター</u>	長崎市稲田町 12 番 14 号	〔 中略 〕		長崎市蚊焼地区ふれあいセンター	長崎市蚊焼町3,020番地1	<u>長崎市日見地区ふれあいセンター</u>	<u>長崎市界2丁目1番19号</u>	<u>長崎市茂木地区ふれあいセンター</u>	<u>長崎市茂木町75番地10</u>	<u>長崎市野母崎樟島地区ふれあいセンター</u>	<u>長崎市野母崎樟島町459番地2</u>	<u>長崎市出津地区ふれあいセンター</u>	<u>長崎市西出津町2,794番地1</u>
名称	位置																																
長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号																																
〔 中略 〕																																	
長崎市仁田・佐古地区ふれあいセンター	長崎市稲田町 12 番 14 号																																
〔 中略 〕																																	
長崎市蚊焼地区ふれあいセンター	長崎市蚊焼町3,020番地1																																
名称	位置																																
長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号																																
〔 中略 〕																																	
<u>長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター</u>	長崎市稲田町 12 番 14 号																																
〔 中略 〕																																	
長崎市蚊焼地区ふれあいセンター	長崎市蚊焼町3,020番地1																																
<u>長崎市日見地区ふれあいセンター</u>	<u>長崎市界2丁目1番19号</u>																																
<u>長崎市茂木地区ふれあいセンター</u>	<u>長崎市茂木町75番地10</u>																																
<u>長崎市野母崎樟島地区ふれあいセンター</u>	<u>長崎市野母崎樟島町459番地2</u>																																
<u>長崎市出津地区ふれあいセンター</u>	<u>長崎市西出津町2,794番地1</u>																																
<p>第3条から第16条まで及び附則 (略)</p>	<p>第3条から第16条まで及び附則 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>																																